

第6回教育委員会会議

1 日時 令和7年4月22日（火） 午後4時00分～午後4時45分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

多田 勝哉 教育長

平井 正朗 教育長職務代理者

巽 樹理 委員（ウェブ会議の方法により参加）

大竹 伸一 委員

赤木 登代 委員

長谷川 葵 委員

高井 俊一 教育次長

福山 英利 教育監

松田 淳至 総務部長

松浦 令 政策推進担当部長

近藤 律子 学校環境整備担当部長

上原 進 教務部長

中道 篤史 指導部長

乗京 慎二 第3教育ブロック担当部長

村川 智和 学校運営支援センター所長

橋本 洋祐 総務課長

山崎 行宏 学事課長

山東 昌弘 学校適正配置担当課長

上田 慎一 教職員人事担当課長

中川 達雄 教職員サービス・監察担当課長

阿部 三樹夫 首席指導主事

田中 正史 教育ICT担当課長

中野 泰志 教育政策課長

中谷 さおり 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に赤木委員を指名

(3) 案件

議案第40号 「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針」の改正について

議案第41号 市会提出予定案件(その7)(令和7年度 大阪市教育情報ネットワーク教育情報利用パソコン一式(第1ブロック)買入)

議案第42号 市会提出予定案件(その8)(令和7年度 大阪市教育情報ネットワーク教育情報利用パソコン一式(第2ブロック)買入)

議案第43号 市会提出予定案件(その9)(令和7年度 大阪市教育情報ネットワーク教育情報利用パソコン一式(第3ブロック)買入)

議案第44号 市会提出予定案件(その10)(令和7年度 大阪市教育情報ネットワーク教育情報利用パソコン一式(第4ブロック)買入)

報告第12号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について

議案第45号 令和8年度校長公募について

報告第13号 職員の人事について

なお、報告第12号及び第13号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第41号から第45号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第40号『大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針』の改正について」

を上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本議案については、3月26日の教育委員会会議において、協議題としてご審議いただいた。本日は、改めて議案として上程させていただくものである。

なお、本指針案については、3月27日開催の大阪市学校適正配置審議会においてもご報告をしたが、特にご意見はなかった。従って、26日にお示ししたものと内容に関わる変更はないが、表記の揺れなどがあったため、前回の案から軽微な修正を行っている。よろしく願います。

それでは、前回のご説明と同様の内容となるが、改めてご説明させていただく。議案書2ページ「1 改正の趣旨及び理由」をご覧ください。

1段落目から3段落目では、中学校の配置の適正化の推進にあたり、条例及び規則を改正してきた経過等を記載している。4段落目になるが、本指針は、条例・規則とあわせて本市の学校配置の適正化の基準と進め方を公表することで、市民への説明責任を果たすことを目的に策定しており、中学校の配置の適正化を進めていくにあたり、今般、これを改正するものである。

「2 主な改正の内容」について、まず、(1) 指針の構成を3部構成から5部構成に変更し、今回の改正のメインとなる中学校の配置の適正化に関する内容は、第4部として追記している。詳しくは、後ほどご説明する。次に(2) 現行指針の時点更新を行うとともに、第4部以外の箇所においても、中学校に関する内容を追記している。次に(3) 現行指針の「Ⅲ 適正化に向けた今後の推進のための基本的な考え方」、こちらは小学校に関する内容を記載している箇所となるが、第3部として、改正後の条例・規則を踏まえた内容等に変更している。

続いて、第4部の中学校に関する内容について、ご説明する。議案書の4ページ「(別紙2) 第4部の主な内容」をご覧ください。ここでは、指針の第4部の記載内容から、中学校独自の内容及びこの間委員の皆様から頂戴したご意見を踏まえた記載内容等を中心にまとめている。まず、Iの1、適正配置対象校について、規則第3条第2項の区分のとおり、6つの区分としている。次に「2 その他対象」について、中学校については、6～8学級等の学校のうち、「教育委員会が生徒の良好な教育環境の確保等を図るため、統合又は通学区域の変更の必要があると認めるもの」は適正配置の対象とする旨、記載するとともに、どのような場合に対象となるか、想定されるケースを例示している。議案書5ページ

ジに進んでいただき、「Ⅱ 配置の適正化の手法と考え方」について、項番の１・２・４は、小学校と同様の内容となるため、ご説明は割愛させていただき、「３ 配置の適正化において満たすべき条件」のひし形印の３つ目をご覧いただきたい。統合の条件として、通学距離は規則で３km以内と規定しているが、その下のひし形印のとおり、再編により通学距離が２km超となる生徒に対しては、「公共交通機関の利用」などの負担軽減策を検討することとしている。次に「５ 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項」では、教育委員会事務局として検討すべき配慮事項と、学校として検討すべき配慮事項に分けて記載している。教育委員会事務局が検討すべき事項としては、学校の意向も踏まえて教室改修等を検討すること、教員の配置や専門職との連携等について、実情にあわせて助言等の支援を行うことなど、６ページに進んでいただき、学校が検討すべき事項としては、統合前から対象校同士の交流活動を実施すること、配置の適正化までの間、ICT等を活用した合同授業の実施など、小規模校の課題の緩和を図る取組も進めることなどとしている。

最後に「６ その他」として、過大規模校等が生じた場合は、その課題の解消に努めることとしている。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 本案につきましては、昨年来、総合教育会議で議論をして、中学校の適正配置について条例等の規定整備を行い、指針の改正については協議題でもご議論をいただきまして、改めて大阪市学校適正配置審議会の方でも確認された内容でございます。中学校の状況に鑑みて、条例を改正し、今回は指針の方で細目と重要事項を含めて、規定整備をさせていただきたいと思っております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第41号「市会提出予定案件（その７）」から議案第44号「市会提出予定案件（その10）」を一括して上程。

村川学校運営支援センター所長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第41号から44号「市会提出予定案件（その７）」から（その10）」については一括してご説明する。この４件については、児童生徒が利用する教育情報パソコン、いわゆる学習者用端末の取得に関するものである。本市では、文部科学省の「GIGAスクール構想」に基づ

き、全児童生徒が使用する教育情報利用パソコンについては、令和２年度に約16万台、令和４年度に約２万台を購入し、一人一台の端末運用を行っているところである。今回、購入から５年を迎える令和２年度に調達した教育情報利用パソコンの更新を行うため、15万1,088台の調達を行うこととした。これらの調達は一般競争入札により、４月３日に開札をし、業者を決定しているが、本件の契約予定価格が7,000万円以上であり、契約をするには市会の議決が必要な財産の議決となることから市会上程案件としてご審議いただくものである。契約案件の詳細について、教育ブロックごとに教育情報利用パソコンの調達を行っているので、３ページから６ページにかけて各教育ブロックでの調達台数、契約相手方、契約金額をそれぞれ記載している。

３ページをご覧いただきたい。こちらに記載しているものが第１ブロック分の契約案件で、調達台数３万1,558台を富士フイルム ビジネス イノベーション ジャパン株式会社と契約金額14億6,526万4,900円で契約してまいりたいと考えている。

４ページをご覧いただきたい。第２ブロック分としては、４万6,536台をSky株式会社と23億2,955万8,000円で契約してまいりたいと考えている。

５ページをご覧いただきたい。第３ブロック分としては、３万5,272台を富士フイルム ビジネス イノベーション ジャパン株式会社と16億4,304万1,400円で契約してまいりたいと考えている。

６ページをご覧いただきたい。第４ブロック分としては、３万7,722台をSky株式会社と18億8,856万8,000円で契約してまいりたいと考えている。

本件を５月の定例市会の議案として上程し、議決を得たら、速やかに契約を締結し、順次機器等の整備を進めてまいりたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 Skyの場合は、１端末当たりでいくと５万円台、それから富士フイルムの場合は４万６千円台ということで、相当差があります。ここの差はよく説明がつくようにしていかないと、問題が起きるのではないのでしょうか。特に、第３ブロックと第４ブロックは台数が同じなので、前の端末を回収したり、あるいはソフトを入れ替えたりするということがあったとしても、それにしてもはちょっと金額差が大きいと思います。同じような台数なので、本契約をする時にしっかりとした理屈を持っておかないと。あくまでも競争入札の結果ということですが、１位が決まったら、もう少し交渉して単価を下げるとい

う努力はしていただければありがたいと思います。

【田中教育ICT担当課長】 現段階では仮契約の段階でありますので、落札単価における詳細な内訳は不明であります。ただし、おっしゃるとおり、今後の説明も含めて、きちんと教育委員会ができるような形で、ベンダーの方と内容については確認していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

報告第12号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第11条第2項の規定により非公表。

議案第45号「令和8年度校長公募について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

「選考の概要」のうち、応募資格について、応募資格A、すなわち外部人材については、採用日時点で年齢が35歳以上で、民間企業等において管理職の経験を有することなどとしている。応募資格B、すなわち本市教職員については、現に副校長、教頭等の経験年数が、出願時点で通算1年以上あり、59歳以下であることなどとしている。次に、「募集校種・募集予定人数」は、小・中学校共通について70人程度、幼稚園については若干名としている。

次に「選考方法」について、第1次選考は、書類選考及び論述試験であり、論述試験は7月12日に実施する。第2次選考は、9月上旬から集団面接を実施し、第3次選考は、10月中旬から個人面接を実施し、最終合否は11月中に通知する予定としている。

次に「受付期間」について、ご承認いただいたら、5月15日木曜日から6月13日金曜日まで、受け付けてまいりたいと考えている。

次に、合格者名簿の運用としては、これまでの応募資格Bの第3次選考合格者については、名簿に3年間登載され、その間は全ての試験が免除となっていたが定年引上げに伴う勤務年数の長期化を踏まえて、今後の名簿登載期間を5年間としてまいりたいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第13号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員基本条例第30条第5項の規定により非公表。

(5) 多田教育長より閉会を宣告